

おちおち 59.12 No.336

とちおち三六号昭和五十九年十二月十日発行
毎月十日一回発行

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

栃尾路をひた走る — 第26回市民駅伝大会 —



目録を贈る佐藤熊太郎氏 (右)

叙勲を記念に図書を贈る

秋の叙勲で勲4等瑞宝章を受賞した元県議員の佐藤熊太郎氏から、受賞記念として市の公民館図書室に書籍100万円と書庫2基を御寄贈いただきました。市は、早速「河出世界文学大系」全100巻、「日本の染織」全23巻など274冊を購入し貸出しを行っています。市民のみなさん、大いにご利用ください。

消防活動がより充実

排気量四千cc、百四十馬力の最高性能を持つ最新消防車一台が、本市に配備されました。これは、日本損害保険協会から寄贈されたもので、本市には、昭和三十八年、四十六年に続いて三百台目のものです。油火災用薬剤百とも積載しており、今後の消防活動の強力な味方となりました。



(11月17日撮影)

来春は花いっぱいです

下来伝老人クラブ(佐藤仙松会長)では、潤いのある明るい村づくりの一助となればと、市社協の花いっぱい部会からわけてもらった水仙の球根を市道のほだれ様附近に植えました。来春は道行く人の目を楽しませてくれることでしょう。

帰って来たよ、栃尾つ子サケが

五十嵐川漁協刈谷田支部(小林一支部長)では、十一月五日、刈谷田川の鴉ヶ島下流で今年初めてサケを捕獲しました。今年から一括採捕ができるようになり、三ヶのサケが銀鱗を踊らせていました。小林支部長は「サケが戻って来てくれてほっとしています。これからは、もっと水をきれいにし、何百、何千というサケが戻ってくる川にしたいですね」と話していました。



今月の表紙

十一月四日、第二十六回市民駅伝大会が、市役所前をスタートし、西谷、東谷、塩谷三十六・二、のコースで行われました。中学九チーム、高校一般七チームが参加、中学は、圧倒的な強さで南中Aが、高校一般は、ボンコツチームが優勝しました。



ゆっくりお休み、桜の木

栃尾植物友の会(矢沢正一会長)では、十一月十六日、刈谷田ダム公園周辺の桜の木約百五十本の冬囲いを行いました。この日参加した約三十人の会員は、一本一本手際よく添え木をして、来春の開花を楽しみに、作業に汗を流していました。



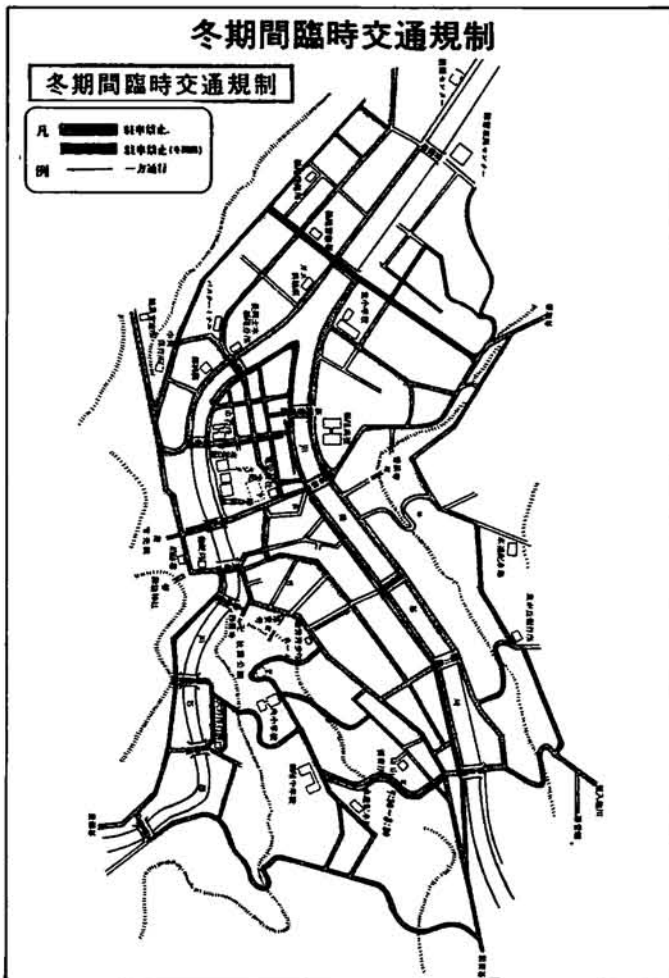
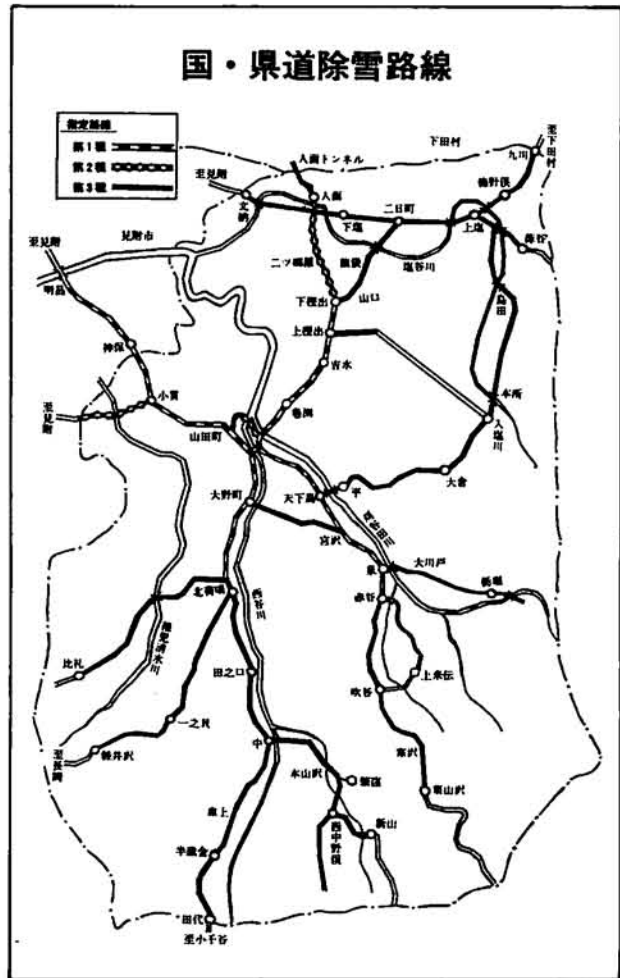
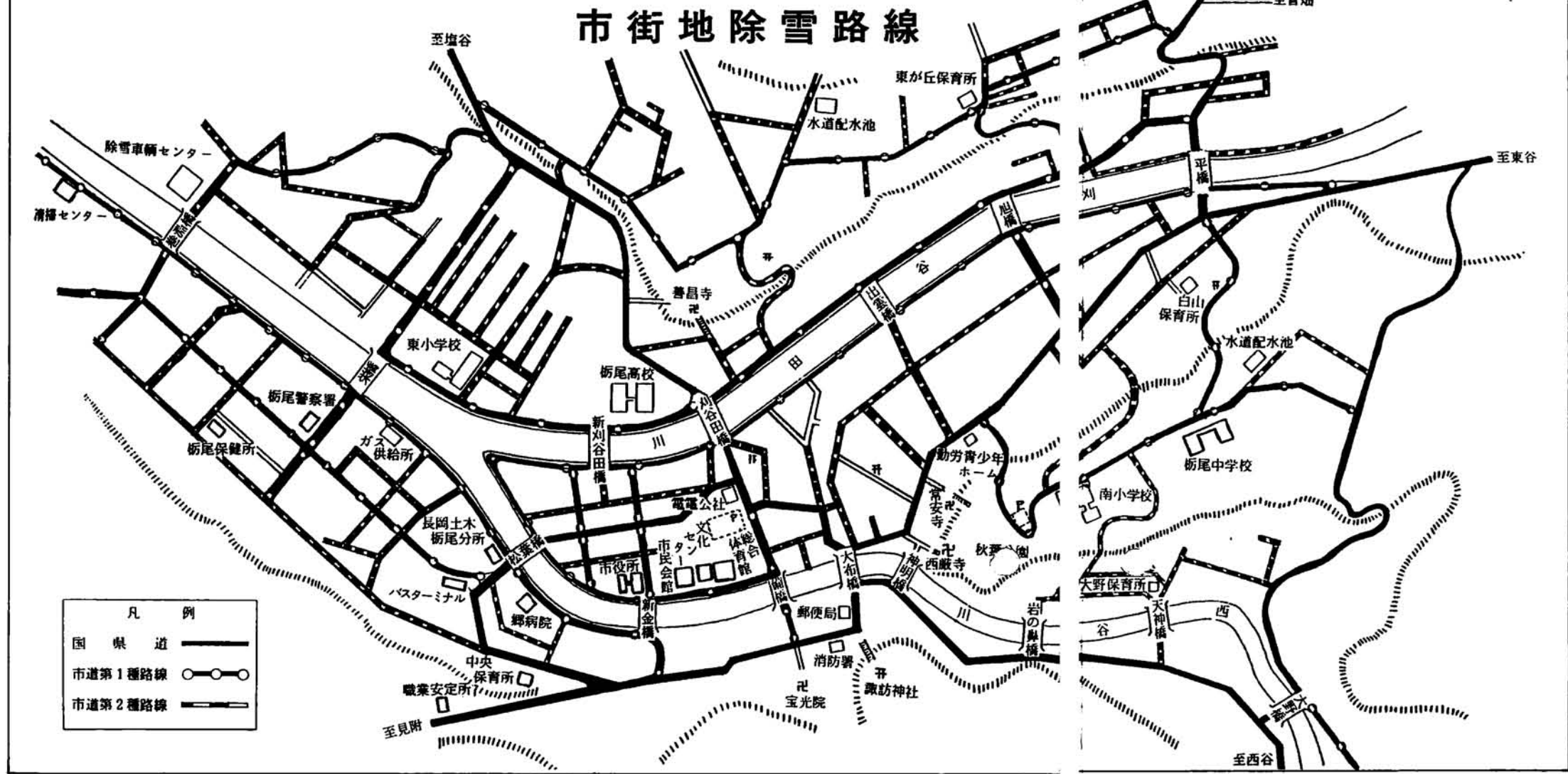
冬将軍に備えて

雪よ、来るなら来い、除雪体制はできた でも、違法駐車だけはやめてください

今年は、十月三十日に守門岳に初冠雪をみた後、十一月十七日の夜に市街地で初雪が降り出すまで、ずっとおだやかな日が続いていましたが、いよいよ冬将軍の到来です。市民のみならず、冬仕度は万全ですか。

市は、十一月二十六日栃尾市大雪対策協議会を開催し、今冬の除雪作業が効率よくできるよう「冬の生活環境をよくするための実施要綱」に基づいて協議しました。

除雪時期と刈谷田橋の架け替え工事等がかさなつて、市民のみならず大変迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



除雪作業の問い合わせ

▶市の除雪路線については
市役所除雪対策室
日中☎52-2151
内線 514-515
夜間☎52-3445

▶県の除雪路線については
長岡土木事務所栃尾分所 ☎52-3167
長岡土木事務所 ☎38-2622

市道除雪路線の格付けと作業内容

第1種路線—バス路線、通勤・通学道路、その他主要な集落と集落を結ぶ幹線道路で、全面的に早朝除雪を行い、常に通行を確保する路線。
第2種路線—第1種以外の主要道路であつて、降積雪の状況によって除雪可能な路線で、第1種路線の通行確保後、可能な範囲除雪を行い、通行を確保。
第3種路線—生活道路であつて、地域の要請により降積雪の状況によって除雪可能な路線で、第1種・第2種路線の通行確保後、地域と協議のうえ除雪を行う。(排雪運搬費は、地域の負担)



除雪対策会議 (11月26日)

国・県道の除雪

県が行う国・県道の除雪は第一種路線十八・五、第二種路線五・一、第三種路線六十五・二、路線延長八十八・八、ととなりました。

市道の除雪

市が行う市道関係の除雪は、第一種路線四十九・三、第二種路線八十二・二、第三種路線二十二・六、圧雪路線八・五、路線延長百六十二・六、ととなりました。

路上駐車は除雪の妨げに

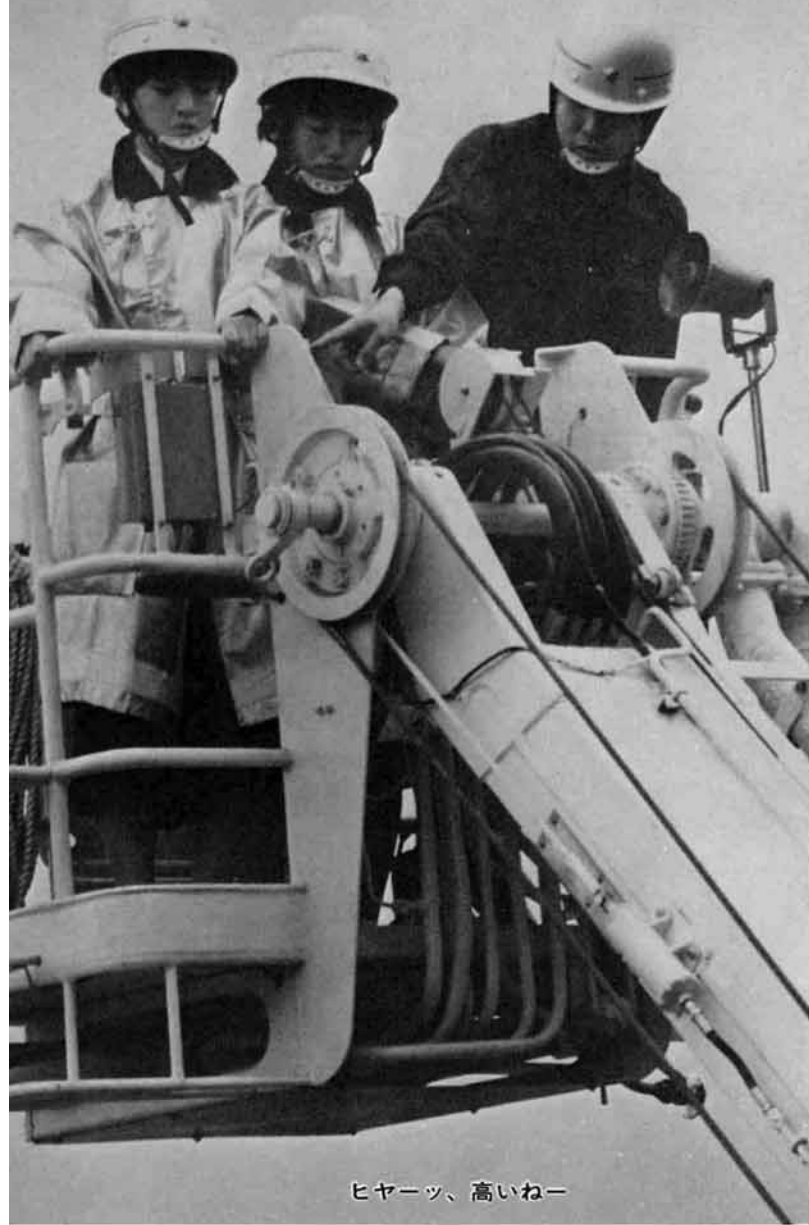
道路に一台でも違法駐車されまふと、除排雪作業の妨げとなり、作業が計画どおりに進まず、通勤・通学者などに迷惑となります。違法駐車は絶対にしていただき、ご協力をお願いいたします。

今年新たに、栃尾南小学校前から天下島地内にぬける、市道旭町・上の原線が第二種路線に加えられました。

消防士さん、毎日の訓練ごくろうさまです

私たちも、火災に気をつけなくちゃ

「一日消防士」を体験して



ヒヤーツ、高いねー

葦沢さん「一日消防士になって多くのことを知り、ほんとうに勉強になりました。」
市民会館の防火設備の見学では、火災警報装置やスプリンクラー、廃煙設備など火災に対する設備がほんとうによく整っていました。いままで何げなく入っていたので、あらためて見なおし安心しました。

私は、普通の消防車だけで火災は消せるものばかり思っていました。建物の高さや特殊な火災など、状況によっては、はしご車や化学消防車などなければ消せない時もあるのを知り、消防署の人たちもいろいろな機械の操作を覚えるのには大変だろうなあと思いました。

また、消防署の前で、はしご車に乗せてもらい、署の屋上よりも高いところまで上がりましたが、「こんな高いところで消火活動をするなんて勇気がいるんだなあ」と思いました。



栃尾中2年 葦沢友美さん



緊急出動訓練を見学



いざ、出動



市民会館で防火設備の査察をする

石井署長「本市における今年の火災発生件数は、十一月末現在十二件で過去になく少くなっています。しかし全国や県下の出火状況と比較すると、本市はまだまだ良好とはいえません。火災の発生した都合を示す数値に「出火率」というものがあります。これは人口一人当りの一年間の出火件数を示したものです。これによると昨年の全国平均が五、新潟県が三・九、栃尾市が十六件で五・二となっています。この数値は少いほど良いわけですが、本市はまだ火災が多いということになります。一件の火災が大火につながりかねませんので、みんなが注意して火災を起こさないようにしたいものです。」



石井消防署長

過去五年間の出火原因をみると、一位がたき火(十二件)、二位がこたつ(七件)、三位が風呂釜(五件)となっています。いずれも取り扱いはよつとした不注意から出火しています。

消防署は、消火のため各地域ごとに防火教室や懇談会を開設し、防火指導を行っています。

市民のみならず、より正しい火気の取り扱い、初期消火の知識を取得していただき、本市が、無火災地域となるよう、私たち署員も努力していきます。

加藤くん「十月三十日、肌寒い天候の中、一日消防士として消防署や市民会館の施設を見学し、ほんとうに勉強になりました。消防署では、はしご車や化学消防車などが備えられて、いつ火災が発生しても対処できるよう、万全の体制が整えられていました。また、署員の何事にもきびきびとした行動には、ほんとうに感心しました。」

市民会館での防火設備の見学では、火災でのいちばんの悩みである煙による事故を防ぐための排煙設備、出火をすばやく消すスプリンクラーなど、いずれも大規模な施設で、ふだんは見えない所に、こんな施設があったなんて、驚きました。また、こういった施設には、相当な費用



栃尾中2年 加藤琢真くん

をかけていることもわかったし、いくら費用がかかっても人の命にはかえられないことなんだなあと思いました。

消防署の人たちとの話し合いの中で、現在の消防は「消す」ことより「防ぐ」ことに重点を置き、地域住民の安全確保に努めていると聞きました。僕もこれからは、「防ぐ」ことを心がけて生活していきます。

外山くん「一日消防士を体験して、特に心に残ったのは、過去に発生した火災の写真をながらどんな原因で火災が発生するかを教えてもらったことです。たき火やストーブ、こたつなど、ちょっとした不注意で意外と簡単に火災が起ることがよくわかりました。いままで、自分がそれほど気にもしていなかったことが急に怖くなってきました。」

栃尾は県内でも、三万人と少ない人口の割には、火災の起る率が高いそうです。みんなが火事の怖さを知っていても、日常生活の中で、ついおろそかにしてしまう人が多いというところではないでしょうか。消防署では、機会あるごとに火災予防を呼びかけていますが、あとは、市民一人ひとりが火の取り扱いに十分注意し、火事を出さないことだと思います。



栃尾中2年 外山正人くん



栃尾中2年 高橋富美江さん

市展 中学生の部 受賞者

絵画の部

教育長賞
田村祐司さん(栃尾中2年)

奨励賞
大崎貴代さん(栃尾中3年)
保科みよ子さん(南中3年)
石川富子さん(栃尾中2年)
磯部成彰さん(栃尾中2年)
杉島幸雄さん(栃尾中1年)

努力賞
土田永英さん(栃尾中3年)
大橋隆男さん(栃尾中3年)
斎藤マリ子さん(栃尾中3年)
林 清子さん(栃尾中3年)
外山恵美さん(栃尾中2年)
外山有紀さん(栃尾中2年)
小林 聡さん(栃尾中2年)
山田純子さん(栃尾中2年)
佐藤直美さん(栃尾中2年)
姉崎貴則さん(栃尾中1年)

書道の部

教育長賞
青柳満彦さん(荷頃中3年)

奨励賞
星野知子さん(栃尾中3年)
桜井礼子さん(南中3年)
坂井朝子さん(栃尾中2年)
大崎優子さん(荷頃中2年)
星野康子さん(南中1年)

努力賞
渡辺佳子さん(栃尾中3年)
土田陽子さん(栃尾中3年)
西川由香里さん(栃尾中3年)
波形武晴さん(南中3年)
外山有紀さん(栃尾中2年)
斎藤藤子さん(荷頃中2年)
石丸君江さん(半蔵金中2年)
佐藤艶子さん(栃尾中1年)
嶋田亜希子さん(栃尾中1年)
難波真弓さん(荷頃中1年)

いっしょうけんめい弾きました



伝統芸能を披露
(香烟太々神楽)

市民 芸能祭



一糸乱れぬ
小気味よい踊り



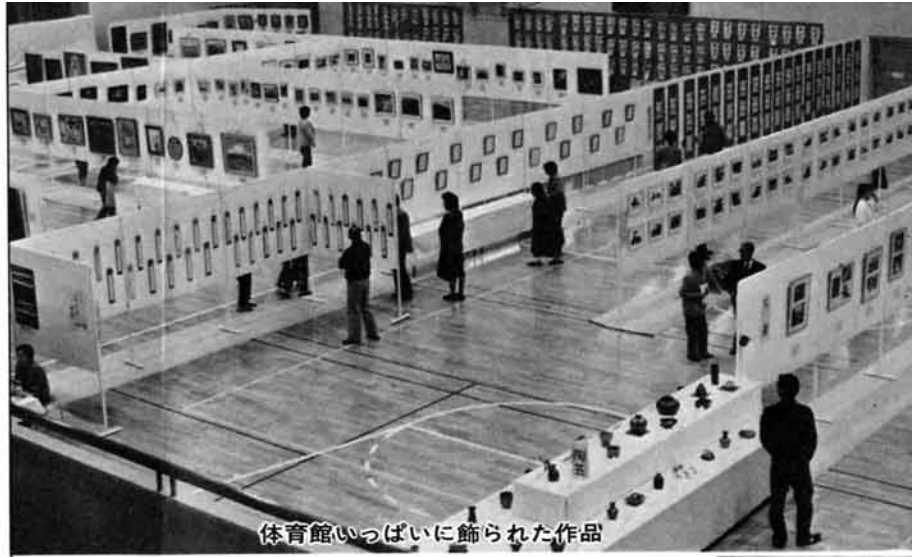
自慢のノドをたっぷり聞かせる



うーん、みごとですね (盆栽展)



りっぱな花を咲かせたのう (菊花展)



体育館いっばいに飾られた作品

市展

市民 文化祭



じっくりと鑑賞



出品作品の講習会



銘石、珍石



ずらりならんだ名句 (俳句展)

真剣なまなこで審査する

目で見る市展・市民文化祭・市民芸能祭

市展 各部門受賞者

洋画部門………



洋画部門市長賞
横関新一さん(東町)

市長賞
横関新一さん(東町)

奨励賞

稲田 聡さん(吉水)
加藤福司さん(谷内二丁目)
奥村 博さん(表町)
古川 正さん(天下島)
石原章夫さん(新町)
原 政男さん(金沢)

写真部門………



写真部門市長賞
藤野 勇さん(大野町)

市長賞
藤野 勇さん(大野町)

奨励賞

五十嵐恵司さん(本津川)
佐藤慶一さん(巻淵)
今井 厚さん(大野町)
石黒和枝さん(金沢)
掛井 基さん(新町)

日本画部門………



日本画部門市長賞
石栗結花さん(旭町)

市長賞
石栗結花さん(旭町)

奨励賞

大橋登男留さん(金町)
田中君代さん(仲子町)
大崎正二さん(楡原)

書道部門………

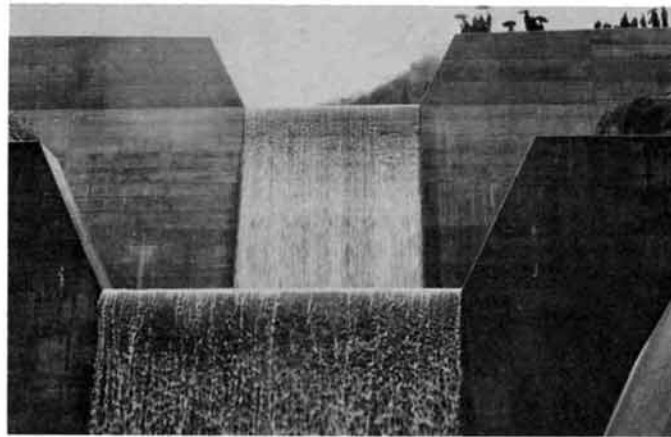


書道部門市長賞
佐藤智子さん(栃堀)

市長賞
佐藤智子さん(栃堀)

奨励賞

前田久子さん(原町)
笠井五龍さん(栄町)
西片京子さん(栄町)



地区住民の強い要望実る

洪水防止などを目的に、県下では最大規模の砂防ダムが完成し、去る11月20日竣工式が行われました。このダムは、昭和55年から総事業費6億6千万円で、塩谷川上流の本所地内で工事が進められていたものです。



林道道院線改築工事終わる

市内上米伝から県道二分析尾線を結ぶ総延長6.8*メートルの林道(道院線)のうち、昭和55年から5か年計画で進められていた2.16*メートルまでの改築工事が完成し、去る11月17日竣工式が行われました。



偉業を後世に

市内二日町区では、同地区の農業構造改善事業の竣工から15周年に当る今年、事業の成功をのちのちの世に伝えようと去る11月10日、二日町郵便局脇に記念碑を建立し、その除幕式を盛大に行いました。

国保

高額療養費の

支給基準を緩和

本年十月一日から、高額療養費制度の仕組みが改善されました。
この改善は、これまでなかった世帯合算や多数該当などの考え方を制度に盛り込んだものです。
これにより、今まで家計を圧迫していた医療費の負担が大幅に軽減されるものと期待されています。

改正された高額療養費制度

昭和四十八年から実施されている、高額療養費制度が本年十月一日から改正されました。改正の内容は、一部負担額の家計におよぼす影響を考慮して、支給要件

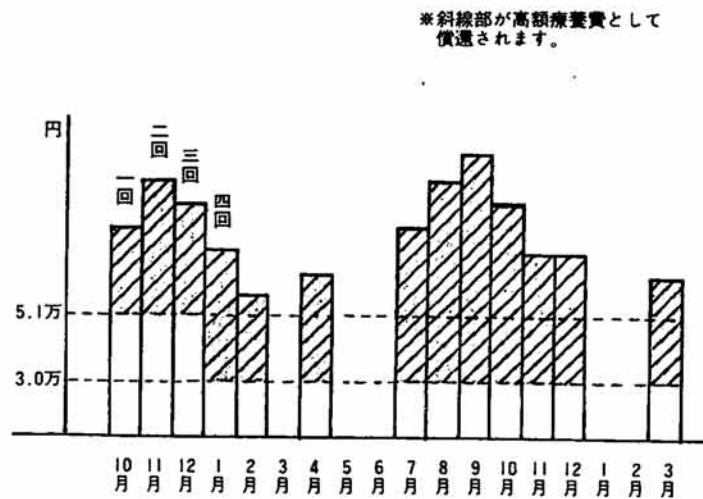
3万円、月2回以上支払った場合

一つの世帯で、一か月に三万円(市民税非課税世帯は二万一千円)以上の自己負担を二回以上支払った場合(一人のひとが二回以上支払うか、二人以上の家族が支払った場合)は、それらの自己負担は全部合算されて、合わせて五万一千円(市民税非課税世帯は三万円)を超える部分は、あとで国保会計から払い戻されます。

(例) 同一世帯・同一月で

国夫さん~自己負担53,000円支払う A病院
保子さん~自己負担35,000円支払う B病院
民子さん~自己負担20,000円支払う C病院
*合計=53,000円+35,000円=88,000円
(民子さんの2万円は、3万円以下のため合算しない)
◎高額療養費=88,000円-51,000円=37,000円(払戻額)

世帯単位の負担額



年四回以上の高額療養費
一つの世帯で、一年間に四回以上高額療養費の支給を受けた場合は、四回目から高額療養費の支給基準額は、一か月三万円(市民税非課税世帯は二万一千円)となり、三万円を超える部分は、あとで国保会計から払い戻されます。
ここでいう一年間というのは、最初の高額療養費の支給を受けたときから十二か月間ということです。したがって高額療養費の支給を受けた月から十二か月間さかのぼって
過去(本年十月一日以降)に三回、高額療養費の支給がなされていれば、四回目から高額療養費の支給要件を満たしている状態が続くかぎり、三万円(市民税非課税世帯は二万一千円)を差し引いた額が払い戻されるわけです。
この場合でも、回数が通算されるのは、同じ国保の被保険者に限られ、他の医療保険(健康保険や共済組合など)の加入者は、除かれます。

一つの病院で五万一千円(市民税非課税世帯は三万円)以上の一部負担金を支払った場合、五万一千円を超えた分はあとで国保会計から払い戻されます。

この制度により、どんな重い病気にかかっても、どんな大きな手術を受けても、一か月の医療費の自己負担は、五万一千円ですみます。

支給を受けた場合、
③長期療養で高額な治療を継続して行う必要がある病気の
場合。

長期療養の必要な病気の

長期にわたり、継続的かつ高額な治療が必要な病気で、厚生大臣の指定するものについては、高額療養費の負担限度額は一万円となり、認定疾病に関する診療を受ける場合は、医療機関ごとに一万円しか支払わなくて済みます。
現在、厚生大臣が指定する疾病は次のとおりです。
▼血友病
▼人工透析治療を必要とする慢性腎不全
なお対象者は、あらかじめ

高額療養費の計算に費用入らない

市で特定疾病受療証の交付を受け、それを持って医療機関にかかることになっています。
高額療養費を計算する場合には、保険診療の対象とならない費用は入りません。
たとえば、自分で希望して上の等級の病室に入院した場合の差額ベッド代や基準看護の病院に入院したときの付添い看護料、歯科の差額負担などがそれです。

受領委任の払いとは

栃尾市は独自に、高額療養費支給制度に受領委任払い制度を実施しています。
これは、医療費の一部負担金が高額なため、支払いが困難な世帯に対して行っている制度です。
病院への支払いをする前に申請手続きをし、承認さ

れば病院への支払いは、五万一千円(市民税非課税世帯は三万円)ですみます。
病院への支払いが高額なため、支払いに困っている世帯は、医療機関もしくは市保健衛生課国保係にご相談ください。
高額療養費受領委任払いのできる病院は、次のとおりです。

- 市内
▼栃尾郷病院
長岡市内
▼長岡中央総合病院
▼長岡赤十字病院
▼立川総合病院
▼表町病院
▼吉田外科病院
▼悠久荘
▼長岡保養園
▼田宮病院
▼宮内病院
新潟市内
▼県立ガンセンター病院
▼新潟中央病院

国籍法・戸籍法が改正されました

国籍法および戸籍法が改正され、昭和六十年一月一日から施行されますが、そのおもな改正点についておしらせします。

父母両系主義の採用

これまでは、原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人にならなかったのですが、昭和六十年一月一日からは、生まれた時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると二重国籍になる子が多くなります。たとえば、韓国人夫と日本人妻の夫婦から生まれた子は、これまでは父親の韓国の国籍だけを取得しましたが、これからは、これに加えて母親の日本国籍をも取得して、二重国籍者になります。改正法は、このような二重国籍の増加に対処するため、新たに次のような二重国籍防止のための制度を設けました。

国籍の留保制度の適用範囲の拡大

国籍の留保制度というのは、たとえば、アメリカ合衆国やブラジルなどのように、自国内で生まれた人に国籍を与え、こととして国(これを生れ地主義国といいますが)で生まれたことにより、二重国籍になった子は、日本の国籍を留保する届出をしなければ、日本の国籍を失うという制度です。これまでは、この制度は生れ地主義国だけに適用があったのですが、改正法はその適用を広く海外において出生により二重国籍となった場合に、すべて国籍留保の届出を必要とすることにしています。

帰化条件の改正

これまでは、日本人と結婚した外国人の帰化条件は、その外国人が夫であるか妻であるかで、居住の条件などに差異がありました。改正法では、これを同一にして、三年以上国内に居住していること(結婚が三年以上以上国内に居住していること)が必要になりました。このほか、これまでは帰化申請者本人に独立の生活能力のあることが必要とされていましたが、改正法では原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。

国際結婚をした人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのは、これまでと同じですが改正後は、その人が希望するときは結婚の日から六か月以内に市区町村長に届出をすることによって、外国人配偶者と同じ氏を名づけることができるとなりました。

詳細については、新潟法務局長岡支局(☎33局五五一〇番)へおたずねください。

ことなっています。

届出による国籍の取得

父母両系主義は、昭和六十年一月一日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。けれども、国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行の日(二十歳未満であるもの)については、一定の条件の下で施行後三年間に限り、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができます。



根(そ)ぎ倒された市文化センター前のボール

だれが、なぜ、どうして……

このようなイタズラをするのでしょうか。ひとりよがりのふるまい、あるいは、まわりへの甘えか。心ない人のイタズラが、みんなに迷惑をかけているのです。だれがこの後始末をするのでしょうか。税金で修繕することになるのです。結局、3万市民のとうとい税金でムダ使いさせないでください。

ガスと安全

冬の備え

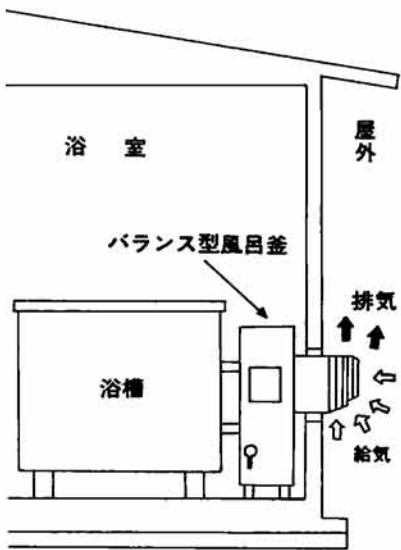
ガスメーターが雪の中に埋まっている家庭がなかにはありますが、毎月検針ができるようにメーターを管理しておきましょう。

検針員が毎月検針することは、メーターの異状やガス漏れの早期発見など、事故を未然に防ぐために重要です。

大雪になると雪の重さでガス管が傷み、ガス漏れ事故が起きがちです。特に建物外壁の横引き配管が、雪の重さに耐えられるようしっかりと固定しておきましょう。

普及がめざましいバランス型のガス器具(左図参照)は、壁に穴をあけてバランストッポを屋外に出しています。ガスの燃焼に必要な空気と排気ガスを屋外から直接バランスよく出入れします。したがって、部屋の空気を汚さないという特長の器具です。ところが、風呂釜などの場合、バランストッポの位置が低いことが雪国では問題です。ここをふさぐと不完全燃焼の原因となりますから、囲いや除雪をしましょう。

ガスストーブ 赤外線ストーブやスケルトン型ストーブは、燃焼には室内の酸素を使い排気も室内にそのまま出します。これは、バランス型や強制排気式に対して開放型といえます。小型湯沸器も開放型が普及しています。これらの器具を使うときは、酸欠や一酸化炭素中毒を起さないよう、換気には十分気をつけましょう。



一口救急法

脳卒中と脳貧血

- ③ ければ人工呼吸をする。
- ④ ネクタイやベルトなどをゆるめ、呼吸が楽にできるようにし、入れ歯ははずしておきましょう。
- ⑤ 水平に寝かせ、顔が赤いときは上半身をやや高くする。
- ⑥ 吐き気があるようなら、吐いたもので窒息しないよう横向きに寝かせる。
- ⑦ 医師に連絡し応診を受ける。
- ⑧ 病院等へ搬送する場合は、医師の指示を受けましょう。

脳卒中は、中風ともいわれ昔から多い病気で、栃尾市の死亡原因のトップを占めています。最近では、脳出血より脳硬塞(脳軟化)が多くなっています。脳卒中の発作がおきたときは、ゆさぶっていただきおこしたり、大声で名前を呼んだり、あわてて運んだりしてはいけません。つい、とらみだしがちになりますので、気をつけましょう。

脳貧血は、脳に行く血液の流れが一時的に少なくなることからおきます。ふだんから比較的血管の低い人が長時間立っていたり、精神的な不安感や動揺によっておこることがあります。

- ① 倒れた場所が危険な所だったり、トイレや浴室などであれば、倒れた場所の近くで安静にできる場所に数人の手を借りて、頭を動かさないようにして静かに移動させましょう。
- ② 呼吸を調べ、息をしていない場合は、人工呼吸をする。
- ③ 意識手当て
- ④ めまいがおきそうになったら、すく横になりましょう。
- ⑤ 水平に寝かせる。ひどいときは、足を高くしましょう。
- ⑥ ネクタイやバンドなど、体を締めつけているものをゆるめましょう。
- ⑦ 保温しましょう。
- ⑧ 倒れたときに、傷があるかどうか調べましょう。
- ⑨ 回復が遅いときは、医師の診察を受けさせましょう。



今月の

市内金町の内川征男さんは、十月二十七日・二十八日の二日間、奈良市で開催された第二十回全国身体障害者スポーツ大会に新潟県代表として、やり投げと卓球の二種目に出場し、卓球でみごと銅メダルを獲得しました。

「十月二十五日に新潟市で結団式を行い、奈良県に出発し、奈良駅に到着したのが夜の七時過ぎだったにもかかわらず、奈良県民のみなさん多数が迎えに来てくれ、選手一同大変感

激しました。」 大会期間中は、ずっと晴天に恵まれ、二十七日の開会式当日は、秋晴れの中、北海道を先頭に新潟県選手団総勢四十四名は、県の木「雪椿」の花を手を堂々の入場行進を行

「十月二十五日に新潟市で結団式を行い、奈良県に出発し、奈良駅に到着したのが夜の七時過ぎだったにもかかわらず、奈良県民のみなさん多数が迎えに来てくれ、選手一同大変感

激しました。」 大会期間中は、ずっと晴天に恵まれ、二十七日の開会式当日は、秋晴れの中、北海道を先頭に新潟県選手団総勢四十四名は、県の木「雪椿」の花を手を堂々の入場行進を行

送られて出発したわけですから「ぜひとも入賞を果たしたかったですね。」でも「やり投げは残念ながら入賞できませんでした。残る種目は卓球だけです。声援していただく家族や職場の人達、いつも卓球の練習を一緒にしている仲間が、つきつきに浮かんで来て、なんとしても入賞しなければ、という気持ちでいっぱいになりましたが、いっしょけんめいがんばったか

とちお おしらせ版 59 12,10

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

図録「栃尾市の文化財」が できあがりしました

一冊千五百円でお頒けします

このほど、市教育委員会は
栃尾市内の指定文化財やそれ
に關係する人物などを収録し
た図録「栃尾市の文化財」を
刊行いたしました。

この図録を希望する人に、
実費で頒布いたします。
規格
▽B五版、九十五ページ(カ
ラー二十四ページ)布張り
り上製本
頒布価格
▽一冊千五百円でお頒けいた
します。
申込み先
▽市文化センター内、社会教
育課へ直接現金持参のうえ
申込みください。
※詳細は、社会教育課(☎52
局一七一七番)へどうぞ。

臨時教育審議会に対する ご意見を募集しています

臨時教育審議会では、今年
九月五日の第一回総会以来、
わが国の教育のありかたにつ
いて審議をすすめています。が、
審議にあたって広く国民のみ

なさんのご意見・ご要望を十
分お聞きしたいと考えており
ます。
個人、団体を問わず、国民
のみなさんからの教育改革等
に関するご意見等をお寄せく
ださい。ご希望の届先は、
お寄せいただいたご意見等
は、今後の審議において活用
させていただきます。
ご意見等は、書面により次
にお送りください。
▽臨時教育審議会事務局あて
(〒100 東京都千代田
区永田町一の六の一)

労働金庫に加入していない人にも 住宅ローン、暮らしのローン 災害ローン、教育ローン } を融資

新潟県労働者信用基金協会
の保証により、労働金庫から
融資が受けられます。
融資対象者
▽勤務先に労働組合がない人
▽労働組合が労働金庫に加入
していない人
▽管理職等のため、労働金庫
を利用できない人
▽自営業者
融資の種類
住宅ローン(不動産担保)
▽用途：新築、増、改築、土
地・家屋の購入
▽融資額：三千万円以内
▽返済期間：十年から三十年
以内
▽金利：年七・七割から八・一割
暮らしのローン(不動産担保)
▽用途：物産購入、教育、冠
婚葬祭、レジャー資金等
▽融資額：百万円以内
▽返済期間：五年以内
▽金利：年七・九割
災害ローン(無担保)
▽用途：災害資金

結婚・レジャー資金等
▽融資額：一千万円以内
▽返済期間：十年から三十年
以内
▽金利：年八・七割から九・一割
災害ローン(不動産担保)
▽用途：災害住宅資金
▽融資額：三千万円以内
▽返済期間：十年から三十年
以内
▽金利：年七・四割から年
七・八五割
暮らしのローン(無担保)
▽用途：物産購入、教育、冠
婚葬祭、レジャー資金等
▽融資額：百万円以内
▽返済期間：五年以内
▽金利：年七・九割
災害ローン(無担保)
▽用途：災害資金

▽融資額：百万円以内
▽返済期間：十年以内
▽金利：年八・九割
教育ローン(無担保)
▽用途：教育資金
▽融資額：二百万円以内
▽返済期間：十年以内
▽金利：年九・二割
◎融資には、すべて財団法人
新潟県労働者信用基金協会
の保証をつけてもらいます。
保証料
▽不動産担保の場合：融資額
の〇・二六割
▽無担保の場合：融資額の〇・
六割
※詳細は、労働金庫長岡支店
(☎33局六三一八番)にお
たずねください。

飲食業・理美容業・旅館業・ クリーニング業等のみなさんへ



環境衛生金融公庫では、国
民の生活と関係の深い飲食や
理容・美容・旅館・クリーニ
ング等の環境衛生関係営業の
かたがたが、衛生面の向上や
経営の近代化を図るため、お
店の新築や増・改築、器具や
備品の購入などに必要な資金

を融資しています。融資条件
は次のとおりです。
一般貸付
融資限度額
▽業種により三千五百万円以内
と九千万円以内までが有り。
利率

市役所年末年始休み

十二月三十日～一月三日

市は、十二月二十九日(日)ま
で通常執務を行います。
十二月三十日から一月三日
までは、市の各施設も含めて
休ませていただきます。
ガス漏れや死亡届など、急
用の場合は、市役所直員に
申し出てください。
また、ごみ収集とし尿のく
みとりも十二月三十日から一

月三日まで休ませていただき
ます。
一月四日以降の市内各地区
の収集日まで、各家庭で責任
をもって保管しておいてくだ
さい。
なお、個人による市清掃セ
ンターへのごみの直接搬入は
できません。

栃尾郷病院年末・年始休診日

- 12月31日(月)
- 1月1日(火)
- 1月2日(水)
- 1月3日(木)

※なお、急患の方は受け付けいたします。

今月の税金

- ▷国民健康保険税 納期 12月26日
- ▷国民年金保険料 納期 1月4日

公給領収証を 受け取りましょう



みなさんが、料理店や飲食
店、バー、旅館などを利用し
たときに支払っていただく県
税のひとつに、料理飲食等消
費税があります。
この税金は、料理店などの
経営者がみなさんから料金の
支払いを受けるとき、県に代

って料金と併せて受け取り、
県に申告し納めていただく仕
組みになっています。
料理店などの経営者がみな
さんから税金を受け取ったじ
るしとしてお渡しの「公給
領収証」で、代金とひきか
えに必ず渡さなければならな
いことになっています。
また、公給領収証はみなさ
んからいただいた税金が正し
く県に納められたかどうかの
あかしとなる大切な役割をも
っています。
公給領収証を受け取ること
により正しい納税につながり
明細会計にも役立ちます。
忘年会、新年会のシーズン
です。会計の際は公給領収証
を必ず受け取りましょう。

税に関する標語で

上塩中の内山政春くんが入賞

先般、長岡税務署管内の中
学生を対象に「税に関する標
語」を募集し、審査の結果、
市内上塩中学校二年の内山政
入賞標語

春くんの標語が、長岡税務署
長優秀賞に入賞しましたので
おしらせします。

「税金で町の発展明るい未来」

▽四百万円以内
利率
▽年七・〇割
融資期間
▽四年六か月以内。ただし、
融資額が二百万円を超えた
ときは、五年以内
据置期間
▽六か月以内
返済
▽元金均等返済
担保・保証人
▽必要ありません。
問い合わせ・申込み
一般貸付、小企業等特別貸
付とも、環境衛生金融公庫
(〒107 東京都港区赤坂
一の九の十三 ☎〇三(五八
二一五四一六)へ問い合わせ、
申込みをしてください。最寄
りの金融機関でも受け付けて
います。

行政相談

▽十二月二十四日(月)午前十時
から午後三時まで
▽市役所市民相談室

税務相談

(国税局税務相談室長岡分室担当)
▽十二月二十四日(月)午前十時
から午後三時まで
▽市役所市民相談室

国民年金相談

▽十二月二十四日(月)午前八時
三十分から午後五時まで
▽市役所市民課国民年金係

家庭児童相談

▽毎週月曜日から金曜日につ
いては、午前九時から午後
四時三十分まで。土曜日は
午前九時から正午まで
▽旧公民館跡家庭児童相談室
(二階)(本町六番二号)

心配ごと相談

▽毎週水曜日、午前十時から
午後三時まで
▽旧公民館跡社会福祉協議会
(本町六番二号)

青少年問題相談

▽毎週月曜日から金曜日につ
いては、午前九時から午後
四時まで。土曜日について
は、午前九時から正午まで
▽市文化センター(相談室)

おしらせ版 59 12,25

発行 新潟県栃尾市長 編集 栃尾市総務課 (0258) 52-2151

あなたも 検察審査員に選ばれます

成人を迎えられると選挙権を獲得されることはよく知られていますが、検察審査員に選ばれることのあることは、あまり知られていないようです。

窃盗や詐欺、暴力、交通事故、その他の犯罪で被害を受けた人で、告訴しても検察官がその事件を裁判にかけてくれない(これを「不起訴処分」といいます)ために、犯人が

支払い調書の提出は 1月31日までです

詳細は、長岡税務署へ

給料や報酬、料金、利子、配当などの支払者は、支払先の住所・氏名・支払金額などを記載した書類(支払調書といいますが)を税務署に提出す

この支払調書は、その年中の支払分を取りまとめ提出するもので、提出期限は利子配当などを除き、翌年の一月三十一日となっています。

支払調書には、多くの種類がありますが、そのうち、皆さんが提出しなければならぬと思われるおもな支払調書は、次のとおりです。

給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書

昭和五十九年中の俸給、給料、賃金、年金などの「給与所得の源泉徴収票」で、一定金額以上のものです。

また、同時に複写作成される給与支払報告書は、金額の

この検察審査会で審査した結果、当初の不起訴処分がくつがえされ、あらためて起訴された例は少なくありません。

あなたが検察審査員に選ばれたときは、検察審査会の役割を理解され、すすんでこの務めを果たされますよう、お願いいたします。

なお、検察官の不起訴処分に対する不満や疑問をお持ちのかたは、左記にお気軽にご相談ください。

長岡検察審査会事務局(☎35局二一四一番)

農委選挙人名簿にもれなく登録申請を

申請書は、区長さんを通じて配布します

農業委員会選挙人名簿の登録申請を

録申請をしていただく時期になりました。

これは、毎年一月一日現在で選挙人である農家のみなさんの申請に基づいて、選挙人名簿を作り替えるものです。

申請書は、各区長さんを通じて配布しますので、次に該当する人は漏れなく記入し、区長さんを通じて一月七日(日)までに、市農業委員会事務局に申請してください。

①昭和六十年一月一日現在で栃尾市内に住所を有する人

②昭和四十年四月一日以前に生まれた人

③前二項に該当して、さらに次の要件にあてはまる人

▼十アール以上の農地につき、耕作の業務を営む人

おおよその同居の親族

耕作に従事する日数が、一年を通じておおむね六十日以上の人

一年を通じておおむね六十日以上とおおむね六十日以上の通算で、過去一年間のおおむね六十日以上である人

農業以外の、たとえは給与を受けている人が、その勤務時間以外に農業に従事した場合もおおむね六十日以上である人

詳細については、市農業委員会事務局(☎52局二二五番、内線二七六番)におたずねください。

募集しています 「わが家の家計簿」体験談

あなたは、家計簿をつけていらっしゃるでしょうか。つけている人は、この機会に「わが家の家計簿体験談」にご応募してみませんか。

内容

- ▼家計簿記帳に関することであれば、内容は自由です。たとえば、家計簿をつけはじめた動機と記帳上の苦心や工夫。あるいは、家計簿を継続してつける工夫や家族の協力の模様。家計簿で発見したムリやムダとその改善。家計簿によって予算生活をした結果、生活の仕方に生じた変化など。
- また、家計簿をもとにした生活設計やグループによる家計簿記帳の勉強ぶりなど、家計簿記帳に関するものを

なんでも自由に書いてください。

応募方法

- ▼四百字詰原稿用紙五枚(二千字)以内
- ▼家計簿の月別、項目別支出一覧表を添付してください。
- ▼作品は未発表のものに限り
- ▼原稿には、氏名・住所・職業・年齢・同一家計でくらす家族一覧・家計簿記帳年数および連絡電話番号を必ず記載してください。

募集期間

- ▼昭和六十年二月二十八日(木)まで

送り先

- ▼新潟県貯蓄推進委員会(〒951-1 新潟市寄居町三四四 日本銀行新潟支店内)

機械設備の購入は 有利な貸与制度で

助新潟県中小企業振興公社では、中小企業者が必要とする新鋭機械を割賦で譲渡する設備貸与事業を行っています。

まだ資金に余裕がありませんので、希望事業主は申込みください。

貸与限度額 二千万円

貸与損料(利息相当) 年五パーセント

返済期間 一年据置で四年半

申込み者の資格要件など、詳細については市商工観光課(☎52局二二五番、内線三七五番)か助新潟県中小企業振興公社(☎二五二〇二二五)へ直接おたずねください。

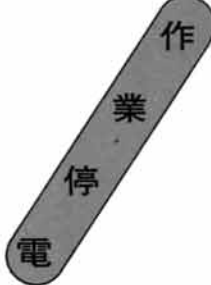
ご協力ください

昭和59年工業統計調査 石油等消費構造統計調査

通商産業省では、昭和五十九年十二月三十一日現在で、工業統計調査と石油等消費構造統計調査の二つの調査を実施します。

調査の対象となった事業所には、年末年始にかけて調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票は統計以外の目的には使用されません。安心してご記入ください。



次の地域を作業停止電します。

大川戸のごく一部(高德寺付近)、菅畑の全域▽一月十八日(金)午前九時から正午まで

北河原のごく一部、比礼の全域▽一月二十二日(火)午前九時から正午まで

木山沢・西中野俣・新山・繁窪の全域▽一月二十四日(木)午前九時から午後〇時三十分まで

柴町二丁目のごく一部▽一月二十九日(火)午前八時から午後一時まで

乳幼児健診

会場▶ 市役所別館

時間▶ 午後1時までに集合

◎4か月児・7か月児健診にはスプーン・筆記用具を持参

◎1歳6か月児・3歳児健診および2歳児歯科健診には、歯ブラシを持参してください。

◎3歳児健診では、尿検査を実施

※受診は、栃尾市民に限ります。

※必ず母子手帳を持参してください。



上の原町 藤崎 由香ちゃん (12月13日 1歳6か月児健診)

健診名	月日	対象者
4か月児健診	1月8日(火)	59年9月生まれ
7か月児健診	1月11日(金)	59年6月生まれ
1歳6か月児健診	1月10日(木)	58年7月生まれ
2歳児歯科健診	1月17日(木)	57年12月・58年1月生まれ
3歳児健診	1月9日(火)	56年8月生まれ

母親教室<前期>

とき	ところ	時間	対象者
1月8日(火)	大会議室(市役所4階)	午後1時~午後4時30分	11月・12月に妊娠届出されたかた

総合健康相談

◎健康について相談のあるかたは、どなたでもお気軽においでください。

相談担当者▶ 医師、保健婦、栄養士

対象者▶ 赤ちゃんのことからお年寄りまで、相談のあるかた。

とき	ところ	時間
1月22日(火)	市役所別館	午後1時~2時

予防接種

会場▶ 市民会館

時間▶ 午後1時30分~午後2時

◎三種混合2期は、1期完了後1年から1年半の間に受けてください。

※母子手帳を忘れずに持参してください。

※問診票は、必ず記入してきてください。

種類	月日	対象者
三種混合1期・2期もれの人	60年 1月11日(金)	59年中に受けられなかった人

地区健康相談

市は、左表の地区を対象に健康相談事業を行います。年一回は、健康診査を受けてみてはいかがでしょうか。お気軽においでください。必要により血圧測定や検尿等の検査も行います。ハガキで個人通知のといた人は、ハガキを持参してください。

なお、健康手帳をお持ちの方は、受診の際に持参してください。詳細は、市保健衛生課予防係(☎52局二二五番、内線二四三番)へどうぞ。

月日	時間	会場	対象地区
1月16日(火)	午前9:30~11:00	東会館	東町
	午後1:30~2:30	仲子区民会館	仲子町
1月17日(水)	午前9:30~11:00	下堰出公民館	下堰出、山口、三ツ郷屋
	午後1:30~2:30	菅 楽 荘	吉水、上堰出
1月18日(木)	午前9:30~11:00	巻湖公民館	巻湖
	午後1:30~2:30	原町公民館	原町
1月19日(金)	午前9:30~11:00	庵原公民館	岩野、検原
	午後1:30~2:30	水沢公民館	鶴ヶ島、水沢
1月20日(土)	午前9:30~11:00	上ヶ谷公民館	上ヶ谷
	午後1:30~2:30	小貫公民館	小貫
1月21日(日)	午前9:30~11:00	金沢公民館	金沢、湯倉
	午後1:30~2:30	東が区民会館	大谷、東が丘

献血 ▶ とき 1月8日(火) 午前10時~午後3時(お昼0:15~1:15まで休みます) ▶ ところ 市役所市民ホール ※冬期間は、保存血液が大変不足しています。みなさんのご協力をお願いします。

第4回 少年少女ミニバスケットボール大会

市教育委員会と市小学校体育連盟では、第四回栃尾市少年少女ミニバスケットボール大会を次により開催します。参加希望チームは、申込みください。

とき 昭和六十年一月二十日(日)、午前八時三十分から

▼男子の部 栃尾東小学校体育館

▼女子の部 市総合体育館

種別 男子の部と女子の部

出場資格 栃尾市内に住む児童は、だれでも参加できます。

チーム編成

①原則として町内(行政区)単位で編成する。

②一チームは監督、コーチ(父兄または教師)各一名、選手十五名の計十七名以内とする。

③同一町内での最高出場チーム数は、二チームとする。

④同一町内に四年生以上の児童が男女ともそれぞれ十五名に満たない場合は、他の町内と合同でチーム編成してもよい。ただし、合同後の人数が三十名を越えてはならない。

⑤背番号はキャプテンを四番とし、それに続く一連番号をつけなければならない。(ゼッケンは、主催者側でも用意してあります)

⑥六年生は、ユニホームの左腕に赤い布(五センチ×五センチ)をぬいつけてくること。

競技方法

①本大会要項に定めるもの

第24回 市民書初め展

市民書初め展は、市民書初め展の出品作品を次により募集しています。市民のみならず、ふるってご応募ください。

出品資格

▼市内在住者および市内に勤務している人(市長賞を三務)

用紙および出品方法

▼第一部 第二部(小・中学生) 〇半切の四分の一(およそ縦六十八センチ、横十七センチ)

▼第三部(高校生) 〇半切(およそ縦百三十五センチ、横三十五センチ)

▼第四部(一般) 〇半切で、裏打ちした仮巻が望ましい。

〇昭和六十年一月七日(月)から受付期間

〇昭和六十年一月七日(月)から会場 赤坂スキー場(上の原町)なお、二月十七日(日)は移動教室とし、権現堂スキー場で行います。

講師 栃尾市体育指導員と栃尾市スキー協会のみなさん

対象 市内在住者および市内に勤務先のある小学一年生以上の人

種目および募集人員

①アルペン 〇小・中学生の部(四年生以上) 〇三十名

〇一般の部 〇二十名

②ノルディック(歩くスキー) 〇小学校一年生以上 〇二十名

〇中学生以下は、三百二十円

〇その他の人は、下円

〇移動教室については、後日参加者に連絡します。

申込み先 〇昭和六十年一月七日(月)まで

市民スキー教室 アルペンとノルディックの2種目で行います

市教育委員会は、市民スキー教室を次により開催します。希望者は、申込みください。

期日 昭和六十年一月十三日(日)、一月二十七日(日)、二月十日(日)、二月十七日(日)の四回シリーズで行います。

時間 午前十時から午後三時まで(昼食休憩は、正午から午後一時まで)

会場 赤坂スキー場(上の原町)なお、二月十七日(日)は移動教室とし、権現堂スキー場で行います。

講師 栃尾市体育指導員と栃尾市スキー協会のみなさん

対象 市内在住者および市内に勤務先のある小学一年生以上の人

種目および募集人員

①アルペン 〇小・中学生の部(四年生以上) 〇三十名

〇一般の部 〇二十名

②ノルディック(歩くスキー) 〇小学校一年生以上 〇二十名

〇中学生以下は、三百二十円

〇その他の人は、下円

〇移動教室については、後日参加者に連絡します。

申込み先 〇昭和六十年一月七日(月)まで

他は、日本バスケットボール協会ミニバスケットボール規則とし、ゲームの登録は十名とする。

②ブロック制のトーナメント戦とする。

③試合球は、バスケットボール五号球(ゴム製)とする。

④その他あり。

申込み 〇所定の用紙に記入して、ミニバスケットボール大会事務局(市総合体育館内)へ昭和六十年一月九日(木)まで申込みください。なお、申込み責任者は、チームの監督とします。

組合せ抽選 〇一月十一日(金)に主催者側で行い、大会当日、受付で組合せ表を配布します。

※詳細については、市教育委員会内社会体育係(52局五五七一番)までおたずねください。

作品

①一人一点とします。

②字句や書体は自由です。ただし、釈文票をつけてください。

③作品には、氏名をはっきり書いてください。

④小・中学生については、次のようにしてください。

▼各小・中学校で第一次審査を実施していただく。

一月二十六日(日)まで

あて先 〇市民書初め展係(市内中央公園一番三十三号)

出品料 無料です。

展示 二月十六日(日)から二十四日(日)まで、市文化センターに展示する予定です。

※詳細については、市民書初め展係(52局二〇二〇番)へおたずねください。

新春文芸作品を募集

市公民館は、新春文芸作品を募集しています。市民のみならず、ふるってご応募ください。

応募締切日 昭和60年1月31日必着

応募資格 市内在住者および市内に勤務先のある人

種別 俳句、川柳、短歌、詩、随筆、掌編小説

題材 題は自由ですが、新春にふさわしいものとします。

出品点数

▼俳句、川柳、短歌 各種別ごとに一人五点以内

▼詩、随筆、掌編小説 各種別ごとに一人二点以内

用紙

▼俳句、川柳、短歌 官製はがきを用い、種別ごとに一葉とします。

▼詩、随筆、掌編小説 四百字詰原稿用紙を用い、一編につき四枚以内とします。

あて先 〇市民書初め展係(市内中央公園一番三十六号)

締切 昭和六十年一月三十一日(日)必着でお願いします。

その他 作品、住所、氏名なども、楷書ではっきり書いてください。

※不明の点は、市公民館(52局二〇二〇番)へおたずねください。

公募展入選作品展

昭和59年中に開催された公募展に入選された作品を募集中

市公民館と市文化協会では、昭和五十九年中に開催された公募展に入選された、栃尾市関係の作品を一室に集めて、より多くの市民のみなさんから鑑賞してもらうことを計画いたしました。

作品募集方法

▼市内の保育所、幼稚園、学校、美術団体等に該当者がいるかどうかをおたずねし、該当者には主催者から直接作品の出品依頼をお願いいたします。

展示作品

▼絵画、書、写真、彫塑、工芸等

展示対象(次の条件を満たす作品)

①昭和五十九年一月一日から十二月三十一日までの一年間に開催された公募展に入選したもの

②市内在住または栃尾市出身者の作品。年齢や職業、家などの別は問いません。

展示会場

▼市文化センター展示室

その他

▼作品は、出品者が額や台紙などにより表装をほどこし、市文化センターに搬入していただきます。

※詳細については、市公民館(52局二〇二〇番)へおたずねください。

農家のみなさんへ 安心して農地の貸し借りができます

貸し手農家に奨励金を交付

農業を営むみなさんの中で、「会社がいがしいため、農業にまで手がまわらない」とか「年もとつたし、後継者もない」、「市や農委委員会が入ってこれれば、農地を借りてもよい」、「農地を借りて、経営規模を拡大したい」、「農機具をもつと効率よく使いたい」、「約束した期間は、安心して農地を利用したい」などと考えている人はいませんか。

市農業委員会は、このような農家のみなさんのために、農用地利用増進法に基づく農地の貸し借りをすすめています。

この制度を利用すると、次のような特典があります。

貸し手の特典

①農地を貸しても、農地法の許可がいりません。

②約束の期限がくれば、離作料を支払うことなく確実に農地を返してもらえます。

③市外へ転出しても、貸し付けができます。

④貸し手には、貸し付け期間により、農地10アール当り次の農地流動化奨励金が交付されます。

▼三年から五年 八千円

面的集積要件を満たす新規貸し付けのもの

▼六年から九年 二万円

面的集積要件を満たすもの

新規貸し付けのもの。面的集積要件を満たすものは、更新時でも交付(一万六千円)

▼十年以上 三万円

新規貸し付けのもの。面的集積要件を満たすものは、更新時でも交付(二万四千円)

※面的集積要件とは、貸し付ける農地が連続して、48アール以上あること。または、借り手の農地と貸し付ける農地が連続して、48アール以上となる必要があります。

借り手の特典と条件

①農地を借りても、農地法の許可がいりません。

②約束した期間は、農地を安心して利用できます。

③耕作地が、その世帯で借りる農地を含めて、50アール

以上となること。

④借りた農地を休耕したり、他の人に利用させたりしてはいけません。

⑤貸し借りの期限が切れると、権利がなくなりますので、農地を返還していただきます。ただし、引き続き貸し借りを続けたいときは、再び申し出をして更新していただきます。

貸し借りの申し出は、二月十五日までに

この制度を利用して農地を新規に貸し借りする場合、昭和六十年二月十五日までに市農業委員会事務局に利用権設定申請書提出してください。

なお、申請書は農委事務局にあります。貸し借りの利用権設定は、年一回です。申し出は、毎年二月十五日締切です。

※詳細については、農業委員のみなさんか市農委事務局(52局二一五一番、内線二七六番)へおたずねください。